

男女共同参画に関する人権に関する相談及び 人権侵害被害における被害者救済に関する処理状況

1 人権侵害についての相談等件数

(1) 法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談件数

	女性の人権 ホットライン	女性を被害者と する人権相談件 数	女性を被害者と する人権侵害事 件数
平成18年件数	25,285	14,703	4,910
平成19年件数	22,569	12,651	4,419
平成20年件数	23,997	12,701	4,462 (2)
平成21年件数	23,426	11,428	3,942

※ 人権相談件数及び人権侵害事件数は、夫から妻への暴力が最も多い。

※ 女性の人権ホットラインには、「配偶者からの暴力」の区分が存在しない。

※ ()内の数字は、公務員によるもの。

(2) 都道府県・政令指定都市における人権侵害相談等件数内訳

(のべ数)

	行政による 人権侵害	配偶者からの暴 力	セクシュアル ・ハラスメント	性被害	その他男女共同 参画に関する人 権侵害
平成18年度件数	26	67,153	1,995	443	3,333
平成19年度件数	55	78,460	5,219	345	4,985
平成20年度件数	12	84,772	3,056	497	15,927
平成21年度件数	40	91,778	2,847	228	14,005

※ 配偶者からの暴力が最も多い。

※ その他、男女共同参画に関する人権侵害に当たらず分類不能のものが存在する。(90,066件)

2 都道府県・政令指定都市の人権侵害に関する相談・被害者救済の体制等の整備状況(平成21年4月1日現在)

地方公共団体には、法令による苦情処理体制・人権侵害救済体制の設置義務(基本法17条)は適用されないが、国の施策に準じた施策等を行う責務(第9条)が定められている。

(1) 体制等の種類

都道府県・政令指定都市66自治体全てが何らかの体制等を整備している状況。

主な体制の種類

- ・男女共同参画に関する人権侵害事案の申立制度
 - ・配偶者暴力相談支援センター
 - ・女性相談所
 - ・人権侵害に関する相談窓口
 - ・労働相談
- 等

(2) 処理体制の類型

第三者機関(男女共同参画に限る)	17機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	4 "
既存審議会の活用	2 "
庁内	142 "
※ 重複している自治体もある	

(3) 地域連絡協議会

177の処理機関(窓口)中78機関で設置・参加(のべ数)

(4) 専従担当者数

非常勤が多い自治体が半数である。(のべ数)
66自治体計…常勤287人 非常勤834人

(5) 処理方法

相談(163) 情報提供(137) 調査審議(31) 意見等(49) その他(48)
※ 意見等は、加害者側に対して行うもの